

## 樹木採取者公募の公示

平成27年10月14日

浜田河川国道事務所長 松本 治男

次のとおり、「浜田河川国道事務所 公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称: 浜田河川国道事務所高津川管内河川区域内樹木採取
2. 公募内容: 河川内支障樹木の搬出  
(採取区域等は別紙のとおり)
3. 採取時期  
平成27年11月9日から平成27年11月24日まで【予定】
4. 採取場所  
島根県益田市安富町地先(高津川出張所管内)
5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等
  - ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
  - ② 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
  - ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
  - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 手続き等
  - ① 提出書類  
公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。  
(郵送可、期限までに必着のこと)
  - ② 提出期限

平成27年10月28日まで(土日及び祝祭日を除く)

受付時間:9:00~17:00

③ 提出先・問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所 河川管理課

電話:0855-22-3122

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価(採取計画・実施工程・過去の応募実績等・安全対策等・地域性)し、優れた者を申請者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。